

報告第 2 5 号

専決処分の報告について《物損事故（R2. 9. 25 宮津市）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第25号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年11月17日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京都府宮津市地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和2年9月25日、網野北小学校の修学旅行中、京都府宮津市内の菓子店舗内のショーケース上に設置してあった飛沫防止用のアクリル製の仕切りを児童が落下させ、ガラスを破損し損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 13,750円

3 損害賠償の相手方 京都府宮津市在住 個人